

横浜市行政不服審査会答申
(第52号)

平成30年10月17日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「小児医療費受給資格喪失処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

審査請求人は、横浜市小児の医療費助成に関する条例（平成6年9月横浜市条例第34号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人の子に係る医療費助成を受けていた。しかし、審査請求人の平成28年中の所得の金額が横浜市小児の医療費助成に関する条例施行規則（平成6年11月横浜市規則第112号。以下「規則」という。）で定める額を超過したとして、横浜市長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に対し、平成29年8月25日に、小児医療費受給資格喪失処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、これを不服として、審査請求人が本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人には、先物取引の差金等決済に係る損失があったところ、本件処分における審査請求人の所得の計算に当たって、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の4の2第7項に規定される同損失の繰越控除がなされておらず、本件処分は違法又は不当である。
- (2) 児童手当の受給資格、大阪市におけるひとり親家庭医療費助成金の受給資格及び後期高齢者医療制度においても、所得の計算に当たっては、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を行うものとされているところ、横浜市小児医療費助成の所得の計算についてのみ異なる判断がなされていることは、違法又は不当である。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 規則では、小児医療費助成が制限される所得の額を第4条の2において定

める一方、第4条の4において「条例第4条第2項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の市町村民税に係る地方税（中略）法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（中略）の合計額から80,000円を控除したものとす。」と規定する。

規則には、小児医療費助成が制限される所得の額について「地方税法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする」旨の規定がなく、地方税法附則第35条の4の2第7項の適用を行わないことは適法である。

(2) 大阪市の「ひとり親家庭医療費助成」については、大阪市ひとり親家庭医療費助成規則（昭和55年9月大阪市規則第80号）第4条第5項において、また、「後期高齢者医療制度」については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第4項第1号において、それぞれ所得の額の計算方法について「地方税法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合にはその適用後の金額とする」と規定されているため、同条項を適用して、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除適用後の金額を所得額とすることは当然である。条文のつくりが本件処分に係る条例及び規則とは異なるのであるから、本件処分について地方税法附則第35条の4の2第7項の適用がないことは、条文上当然である。

(3) 児童手当については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第3条第1項が規則第4条の4と同じ規定ぶりであるにもかかわらず、地方税法附則第35条の4の2第7項の規定を適用しているが、児童手当はあくまでも児童手当法（昭和46年法律第73号）という別の法体系に基づく解釈・運用がなされているものである。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、

次のとおりである。

- (1) 規則第4条の4では、小児医療費の助成が行われるか否かを決する保護者の所得を判断するに当たって、「地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」が所得に含まれると規定されている。この点、地方税法附則第35条の4第4項後段では、「先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす」と規定されている。

一方、地方税法附則第35条の4の2第7項では、「市町村民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、（中略）第317条の2第1項又は第3項の規定による申告書（中略）を提出した場合（中略）において、その後の年度分の市町村民税について連続してこれらの申告書（中略）を提出しているときに限り、前条第4項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する」と規定されている。

そこで、本件においては、地方税法附則第35条の4第4項に規定する「先物取引に係る雑所得の金額」を判断するに当たり、同法附則第35条の4の2第7項を適用すべきかが問題となる。

- (2) 地方税法附則第35条の4の2第7項の適用の適否

審査請求人が主張する、大阪市ひとり親家庭医療費助成規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令には、「（中略）地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」との記載があり、地方税法附則第35条の4の2第7項の適用があることが明確に規定されている。

横浜市においても、横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和36年3月横浜市規則第10号）に同様の規定があり、地方税法附則第35条の4の2第7項の適用がある場合には、同項を適用する旨明示の規定がある。

この点、地方税法附則第35条の4の2第7項においては、適用対象とし

て、「市町村民税の所得割の納税義務者の（中略）差金等決済に係る損失の金額（この項により規定により前年前において控除されたものを除く。）は」と記載があり、同項の本来の適用対象は、条文上、小児医療費の受給者とは明らかに異なる。本件では、規則第4条の4により「地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とあるため、地方税法附則第35条の4第4項を適用して、先物取引に係る雑所得等の金額を算出し、その金額を規則に当てはめて小児医療費の受給要件について判断することはできるが、規定された条文を超えて、地方税法附則第35条の4の2第7項を当然に適用すべきとはいえない。

なお、小児医療費の助成要件や助成の範囲は、各地方公共団体が独自に定めるものであるから、地方公共団体によって地方税法附則第35条の4の2第7項の適用の有無に係る判断が異なっているととしても、直ちにこれを不適切ということとはできない。

また、審査請求人は児童手当法施行令について、明文の規定がないにもかかわらず地方税法附則第35条の4の2第7項を適用していると主張するが、児童手当の運用の適否については、本審査請求手続において判断するものではない。

以上のとおり、本件において、地方税法附則第35条の4の2第7項を適用せず、先物取引に係る差金等決済に係る損失の繰越控除を行わないとしても、この点については、違法又は不当とはいえない。

(3) 小括

本件において、規則第4条の2第2項第1号のとおり、5,320,000円に扶養親族1名分の控除（380,000円）を加算した5,700,000円を審査請求人の所得が超過すれば、助成は行われぬ。

審査請求人の平成28年の所得は、地方税法附則第35条の4の2第7項の規定を適用しない場合、9,***,***円となり、上記5,700,000円を超えることから、本件処分に違法又は不当な点はない。

したがって、本件処分は適法かつ妥当であって、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成29年12月 6 日	・ 弁明書の提出依頼
平成29年12月27日	・ 弁明書等の受理
平成30年 1 月 4 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成30年 1 月18日	・ 反論書の受理
平成30年 1 月26日	・ 反論書の送付
平成30年 5 月 7 日	・ 物件提出の求め及び質問書の送付
平成30年 5 月17日	・ 再弁明書の提出 ・ 物件提出及び質問書回答受理
平成30年 6 月 4 日	・ 再弁明書の送付 ・ 物件の提出及び質問内容の回答の通知
平成30年 6 月10日	・ 再反論書の提出
平成30年 8 月10日	・ 再反論書の送付
平成30年 9 月 4 日	・ 審理手続の終結
平成30年 9 月10日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成30年 9 月18日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理
平成30年 9 月19日	・ 調査審議
平成30年10月17日	・ 調査審議